

# ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン

## 1. 総則

### (1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

ニッケグループは、長期安定的に企業価値を向上させるためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識し、「経営理念」「経営方針」に則り、企業の透明性と公正性を確保すると共に、株主をはじめとする多様なステークホルダーの皆さまから信頼される経営を目指していく。

#### <経営理念>

”人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、

わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”

- ・未開の分野に目を向け、「高機能商品」「地域NO1サービス」の開発と提供へ挑戦し、みらい生活創造企業を目指します。

#### <経営方針>

- ・「全員がチャレンジ精神を持ち」「人が育つ」、生命力あふれた会社を目指します。
- ・お客様の声と研究開発から、独自性のある商品・サービスで市場を創造します。
- ・常に未来を見つめ、グローバルな視点に立ち、世界に広がるお客様と社会の発展に貢献します。
- ・多くの市場で勝ち抜くために、広く人財を求め、多様な「知」を結集して、事業を革新・発展させます。
- ・お客様や株主様、社員、取引先、地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの持続的な信頼関係を築くことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

信頼の基盤は、ステークホルダーに対して「誠実な経営」であることと、コンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」であると考え、ニッケグループの発展と企業倫理体制の強化を図るため「企業倫理規範」および「企業行動基準」を制定し、意識向上を図る。グループ全体の「リスク管理委員会」および各事業部門および各グループ会社で組織される「各リスク管理委員会」において、その周知徹底とモニタリングを行う。

## 2. ステークホルダーとの関係

### (1) 株主等との関係

#### (a) 株主総会

当社は、株主総会が最高意思決定機関であることを認識し、株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適正に権利行使できる環境を整備する。

- ・株主総会の開催日は、より多くの株主が参加できるように、毎年、適切なスケジュール

ングを行う。

- ・株主総会において、株主が適切な判断を行うことに資する情報は、必要に応じて適確に提供する。また、株主総会招集通知等を株主総会開催日の3週間前を目安に送付し、招集通知の発送に先立って金融商品取引所やニッケグループウェブサイト等においてその内容を電子的に公表する。
- ・当社の株主構成（外国人比率など）を鑑みて、インターネットによる議決権の電子行使や招集通知の英訳について、その導入の検討を行う。
- ・株主総会における議決権は、株主名簿上に記録された者が有するものとし、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が株主総会で議決権行使をすることは認めていない。今後、信託銀行等と協議等を進め、当該機関投資家等が株主総会の傍聴、議決権の行使を希望する場合の手続きを検討していく。
- ・取締役会は、株主総会における議決権の行使結果を分析し、株主との対話等に努めていく。

#### (b) 株主の権利の確保

当社は「お客様や株主様、社員、取引先、地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの持続的な信頼関係を築くことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。」を経営方針として掲げ、少数株主や外国人株主を含むすべての株主の実質的な平等性を確保する。

- ・買収防衛策については、取締役会においてその必要性・合理性を検討し、継続の可否を含めて、株主への説明を行ったうえで、株主総会の承認を得て実施する。
- ・当社株式が公開買付けに付された場合は、買収防衛策において開示されているルールに則り、公開買付者等に対し企業価値の向上施策の説明を求めるとともに、当社取締役会はその評価を公表する。

#### (c) 株主との対話

当社は、株主との対話を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように努める。

- ・株主との対話全般については、IR管掌常務が統括する。
- ・株主との対話を円滑に行うためIR担当部門が中心となって、関連部門と有機的な連携を行う。
- ・面談の対応者は、必要に応じて経営陣幹部および取締役が対応する。
- ・機関投資家やアナリストに対しては、個別面談に加え、決算説明会を実施する。
- ・決算説明会の資料は当社ウェブサイトに公表する。
- ・投資家との対話を通じて得られた意見などは経営陣幹部や取締役会において共有し、企業価値の向上に生かしていく。
- ・インサイダー情報の管理については、適切な情報管理を行う。

- ・株主構造の把握に努め、株主との円滑な対話に生かしていく。
- ・経営戦略や経営計画の策定・公表に当っては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針と目標を示し、その実現に向けた施策を説明する。

(d) 資本政策の基本的な考え方

資本政策については、成長投資と安定的な株主還元のバランスを考慮する。

- ・成長投資については、研究開発投資、M&A投資、設備投資、人財投資など、中長期的な企業価値の向上の観点から積極的に実行していく。
- ・株主還元は、利益水準に応じて持続的に配当水準を引き上げていくことを基本方針とし、自己株式取得を含む総合的な株主還元を充実させていく。
- ・企業価値の維持向上のために、売上高・営業利益（率）や資本効率などを全社的な指標に設定するとともに、事業部運営にもその指標を適用する。
- ・大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合は、その必要性・合理性を取締役会にて審議のうえ決定し、株主への十分な説明を行う。

(e) 政策保有株式に関する方針

- ・当社は持続的な企業価値向上のため、相手先企業との提携や取引の維持・強化などの観点から、総合的に判断し、保有の合理性が認められる場合には、政策保有株式を保有する。
- ・当社は、毎年を取締役会で、政策保有株式について保有銘柄ごとに、その保有目的や保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、その保有の適否を検証する。
- ・政策保有株式の議決権について、必要に応じて発行会社との対話を通じ、当該企業の中長期的な企業価値向上に資するかを個別に精査したうえで、その行使についての判断を行う。
- ・当社は、当社株式を保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合、その売却を妨げる行動はとらない。
- ・当社は、政策保有株主との間における取引について、その経済合理性を十分に検証して行うものとする。

(f) 関連当事者間の取引等の防止

- ・当社は、利益相反取引および競業取引について、会社法に基づく取締役会の承認を得ることとし、承認を得た取引については、その結果について取締役会に報告する。
- ・また、取締役・監査役およびその近親者との取引について、その取引の有無を毎年調査し、関連法令等に従い開示する。

## (2) お客様との関係

ニッケグループは、経営理念に”未開の分野に目を向け、「高機能商品」「地域NO1サービス」の開発と提供へ挑戦し、みらい生活創造企業を目指します。”を掲げ、経営方針に、”お客様の声と研究開発から、独自性のある商品・サービスで市場を創造します。”・”常に未来を見つめ、グローバルな視点に立ち、世界に広がるお客様と社会の発展に貢献します。”・”お客様や株主様、社員、取引先、地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの持続的な信頼関係を築くことにより、企業価値の最大化を目指します。”を掲げている。この経営理念・経営方針を実現させることにより、お客様にとって価値ある企業になることを目指す。

## (3) 従業員との関係

- ・ニッケグループは経営方針に、”「全員がチャレンジ精神を持ち」「人が育つ」、生命力あふれた会社を目指します。”・”多くの市場で勝ち抜くために、広く人財を求め、多様な「知」を結集して、事業を革新・発展させます。”を掲げ、多様な視点や価値観を持った人財をグループ横断的に適材適所へ配置することにより、グループ総合力を発揮する。
- ・「企業倫理」に係わる事柄で直接相談を受ける窓口を設置している。監査役およびリスク管理委員会が相談窓口となり、相談者のプライバシーを厳守するとともに相談したことによる不利益な取り扱いを行わない。

## (4) 企業年金との関係

当社は、企業年金の運用が、従業員の安定的な資産形成と当社の財政状態に影響を与えることを踏まえ、年金資産の運用にかかる基本方針を定めるとともに、適切な資質を持った人財の計画的な配置を行う。また、当社と企業年金の受益者との間で生じ得る利益相反について適切に管理を行う。

## (5) 取引先との関係

ニッケグループは、「企業倫理規範」に掲げる”公正で自由な競争が経済活動の基本原理である”に加え、環境等への配慮をした調達活動により社会的責任を果たすことにより、企業価値の向上を目指す。

## (6) 社会との関係

- ニッケグループは世界に通用する高付加価値商品とサービスを提供することで社会に貢献していくとともに、良き企業市民として積極的に活動できる環境づくりに努める。
- ・従業員一人一人が、地域社会に根付いた様々な事業に誠実に取り組むことにより、地域社会と共存し、その社会的責任を果たす。
  - ・環境保全については企業経営における優先課題と位置づけ、委員会を設置し、環境保全の取り組みを行う。製品・サービスの企画・開発から使用・消費、廃棄までの事業活動を通じて、環境への影響を考慮した事業を展開する。

- ・スポーツ・文化・地域貢献を通して、社会に貢献する企業としての使命を果たす。

### (7) ステークホルダーに対する適切な情報開示

当社は「企業倫理規範」に則り、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、非財務情報についても、重要と思われるものについては、任意でリリースを行う。

- ・開示にあたっては、ステークホルダーにとって利用価値のある情報発信となるように努める。
- ・当社の海外売上高比率や株主構成における外国人比率などを鑑み、英語での情報開示について、その導入の検討を行う。

## 3. コーポレートガバナンス体制

### (1) 機関設計

当社は、会社法上の機関設計として、取締役会と監査役会が業務執行の監督および監査を行う監査役会設置会社を選択するとともに、取締役会の機能を補完するため、「アドバイザリーボード」を設置することにより、中長期的な企業価値向上に向けた「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築する。アドバイザリーボードは、役員の指名・報酬及び代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について報告を受け諮問に応じる。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、業務執行体制の強化により企業経営の活性化を図るため、執行役員制度を導入する。

コーポレートガバナンス体制の在り方については、その役割・責務を果たし得る体制が整っているか、不断に検証を行う。

### (2) 取締役会

#### (a) 取締役会の役割・責務

取締役会は、株主への受託者責任を認識し、適切な権限行使により、経営理念の実現、持続的な企業価値向上の責務を負う。

- ・「情熱と誇りをもってチャレンジ」の経営理念に則り、リスクテイクを行える環境整備を行い、経営陣の迅速・果敢な意思決定を支援する。
- ・法令、定款および「取締役会規則」とその内規にて定められた重要事項を意思決定するとともに、取締役の業務執行を監督する。
- ・業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を経営陣に委任する。なお、重要事項についても、その個別の業務執行については、機動性・柔軟性・専門性の観点から、経営陣にその決定を委任することがある。
- ・中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであると認識し、その実現に向けて最善の努力を行う。目標未達に終わった場合にはその原因や対応の内容を分析するとともに株主に対して説明し、次期以降の計画に反映させる。
- ・内部統制の体制を整備し、内部監査部門と連携して、その運用が有効に行われているか

監督する。

- ・ 監査の実効性を高めるべく、監査役への報告体制について、整備・構築を行う。

#### (b) 取締役会の構成

取締役会は、知識・経験・能力のバランスと多様性をもった取締役8名（うち社外取締役3名）で構成される。独立性の高い社外取締役を選任するとともに、3分の1以上を社外取締役とし、様々な観点からの助言を受けるとともに監督機能の強化に努める。

#### (c) 取締役会の運営

取締役会において十分な議論が可能になるよう、取締役会事務局を設置し以下の通り運営する。

- ・ 取締役会の資料が開催日に先立って閲覧ができるようにする。
- ・ 年間の取締役会のスケジュールを作成する。
- ・ 適切な審議項目数と審議時間を設定する。
- ・ 取締役会事務局は会参加者が意思決定に必要な情報を随時提供する。
- ・ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価などを参考としつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うことで、その機能向上・改善に繋げる。

#### (d) 取締役会議長

取締役会の監督機能を明確にするため、取締役会議長は代表権を持たない取締役とする。

- ・ 取締役会議長は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を促進するような運営に努める。

### (3) 監査役会

#### (a) 監査役会の役割・責務

監査役会は、株主への受託者責任を認識し、独立した客観的な立場において適切な判断を行うことにより、持続的な企業価値向上に向け企業の健全性を確保する。

- ・ ガバナンスのあり方と運営状況をモニタリングし、取締役を含めた経営の日常活動の監査を行う。
- ・ 監査役は、取締役会他重要な会議等への出席、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査を行う。

#### (b) 監査役会の構成

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、独立性の高い社外監査役を選任する。

#### (c) 監査役会議長

- ・ 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。

- ・ 監査役会議長は、監査役会を招集し運営するほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げない。

(d) 内部監査部門との関係

- ・ 監査役は内部監査部門との定例会議を月1回行う。

(4) アドバイザリーボード

当社は社外の識者からの監視並びに情報を受ける仕組みとして、独立した社外委員が半数以上を占めるアドバイザリーボードを設置する。アドバイザリーボードは、役員の指名・報酬及び代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について報告を受け諮問に応じる。

- ・ アドバイザリーボードは、委員6名以内（うち社外委員3名）で構成する。
- ・ 会議は年2回定期開催するとともに、必要に応じて臨時に開催する。会議は自由な意見交換をもって経営の参考に資することを目的とする。

(5) 取締役・監査役及び経営陣幹部

取締役・監査役及び経営陣幹部は、株主への受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上に向けて、その役割・責務を果たす。

(a) 取締役・監査役の選任及び経営陣幹部の選解任

取締役候補は、知識・経験・能力のバランス、取締役会のジェンダーや国際性を含めた多様性を鑑みて指名され、取締役会の機能が効果的・効率的になる員数を維持する。また、監査役候補は、適切な経験・能力を有し、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上指名する。

取締役・監査役候補については、アドバイザリーボードに諮問し、その審議を踏まえ取締役会にて最終的に決定し、株主総会をもって選任される。

経営陣幹部の選解任については、アドバイザリーボードに諮問し、その審議を踏まえ取締役会にて最終的に決定する。

特に最高経営責任者の選解任は、会社における最も重要な意思決定であり、客観性・適時性・透明性ある手続きに従って実行する。

- ・ 後継者の計画については、取締役会によるモニタリングを通じ監督を行う。
- ・ 取締役会が取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選解任を行うにあたり、個々の選解任・指名の理由についての説明を行う。
- ・ 取締役・監査役は、その役割・責務を果たすために適切な時間・労力が必要であり、他の上場会社の役員の兼務については、善管注意義務を遂行するために必要な時間・労力を費やすことができる合理的な範囲にとどめ、その兼任状況の開示を行う。

#### (b) 独立社外役員

独立社外取締役は、中長期的な企業価値の向上に資する助言、経営の監督、利益相反の監督を果たし、ステークホルダーの意見を取締役に反映する。

独立社外監査役は、その独立性の立場を踏まえた監査を行い、適切に意見を述べる。

- ・独立社外役員が取締役会の議論に積極的に参加できるように、社外取締役と監査役による連絡会を随時開催することで客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。
- ・独立社外役員については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために、以下のとおり独立性の判断基準を定めて候補者を選定する。

ア) 当社の大株主又はその業務執行者ではないこと

大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する者とする。

イ) ニッケグループの主要な取引先又はその業務執行者ではないこと

主要な取引先とは、直前事業年度の当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたはその取引先グループの連結売上高の2%を超える者とする。

ウ) ニッケグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと

多額の金銭とは、直前事業年度において、1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方とし、且つその者の役員報酬額を超えない額とする。

また、アドバイザリーボードは代表取締役からの諮問を受け、その独立性を検証するものとする。

#### (c) 支援体制

- ・取締役・監査役は、その役割・責務を果たすために適時適切に情報を取得するものとし、当社は求められる情報の円滑な提供を確保する。
- ・当社は取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要とされる予算を確保する。
- ・内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保する。

#### (d) トレーニング方針

当社は取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために、必要なトレーニングの機会を提供する。

- ・執行役員は必要に応じて取締役会にオブザーバーとして参加し、中長期的な企業価値向上の議論に加わる。
- ・取締役・監査役就任時においては、外部研修に参加することにより、その役割と責務を十分に理解する。
- ・取締役・監査役就任後も随時、外部研修・内部講習会に参加する。
- ・社外役員については、各事業所での取締役会開催やグループ会社視察などを実施することにより、当社の理解に資するようにする。



(e) 取締役及び経営陣幹部の報酬について

取締役の報酬額については、株主総会で承認された総額の範囲内において取締役会にて決定するが、経営陣幹部の報酬も併せて、その決定に先立ちアドバイザリーボードに諮問しその審議を経ることで、客観性及び透明性のある手続きと役員報酬額の適正性・妥当性を担保する。

- ・取締役及び経営陣幹部の報酬については、各人の役位、在任年数などを基にして、当期の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の事情を勘案して、適正に決定する。また、業績連動の要素を加味し、この体系についてもアドバイザリーボードで協議する。
- ・中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との適切な割合について、アドバイザリーボードの意見も踏まえ検討を行う。

(6) 会計監査人

当社では、監査役会と管理部門が連携して、監査日程の調整や情報共有等を行い、外部会計監査人が適切な監査を行える体制の確保に努めている。

(a) 評価基準

監査役会は、外部会計監査人の選任・評価基準を策定するとともに、監査実施状況や監査報告等を通じ、把握・評価を行う。また、毎月、会計監査人、監査役及び管理部門とミーティングを実施し、外部会計監査人の独立性と専門性を確認する。

(b) 適正な監査の確保

当社は、適正な監査の確保に向けて下記の対応を行う。

- ・十分な監査時間の確保
- ・会計監査人と経営陣幹部の面談等の確保
- ・会計監査人と監査役および内部監査部門との連携の確保
- ・会計監査人が不正を発見した場合や不備・問題点を指摘した場合の対応体制の確立

4. 改正

本ガイドラインは、取締役会の決議により改正される。

以 上

2016年 2月25日制定

2018年11月20日改正

2020年 2月26日改正